

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

いわき市長 内田 広之

市町村名 (市町村コード)	いわき市 204
地域名 (地域内農業集落名)	渡戸地区 (渡戸)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 2 月 28 日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・圃場整備実施後、渡戸生産組合を組織し、担い手で水稻の耕作を請け負っている。
- ・農業者の高齢化と担い手不足が課題である。
- ・野生鳥獣の被害があり、対応に費用と手間が多くかかっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・担い手・地権者が協力しながら農地を維持していく。
- ・水稻は直播にも取り組み、転作は飼料米で対応しているが、今後も情勢を見ながら食料米の作付けについて検討する。
- ・草刈りについては、地権者も協力し、担い手と共同で地域水田の維持に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	74.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	74.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構及び関係機関と連携し、担い手を中心に農用地の集積・集約化を進めるとともに、団地面積の拡大に向けた調整を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構及び関係機関と連携し、担い手の経営意向を踏まえた集積・集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・基盤整備事業については、一部を除き実施済みである。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、県、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・東日本計算センターにドローン防除(カメムシ)を委託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣被害対策として電気柵や防鳥ネットを設置して対策している。
- ③ドローンを用いた農薬の撒布や肥料の施肥に引き続き取組み、農作業の効率化に努める。
- ⑦水路の維持管理や、圃場や農道の草刈りなど継続していく。